

支給申請の受付期間（募集要項 3 頁） 補足説明資料

「エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業助成金」の利用において、助成対象従業員が 2 名以下の場合と 3 名の場合で申請期限が異なります。次頁以降の例を参考に申請期限をご確認ください。

※「エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業助成金」募集要項(0922更新版) 3 頁より抜粋

3 支給申請の受付期間

令和 4 年 3 月 1 日（火）～ 令和 5 年 3 月 2 4 日（金）

< 助成対象従業員が 2 名以下 の場合 >

- ・ 上記期間内に申請してください。

< 助成対象従業員が 3 名 の場合 >

- ・ 3 名分の助成対象となる派遣料金の支払完了日から 1 か月後の日、あるいは支給申請の受付期間最終日（令和 5 年 3 月 2 4 日）のうち、いずれか早い日を申請期限とします。

※この場合、申請期間が受付期間最終日より早まる可能性がありますのでご注意ください。

助成対象従業員が2名以下の場合の申請期限

例 1

← <事前エントリー受付期間> 令和4年2月1日（火）～令和4年12月31日（土） →

← <支給申請の受付期間> 令和4年3月1日（火）～令和5年3月24日（金） →

令和4年2月1日

令和5年3月24日

助成対象従業員
1人目

★ 事前エントリー
2月5日

★ 人材派遣契約
2月10日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
3月31日

助成対象従業員
2人目

★ 人材派遣契約
6月30日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
8月15日

助成対象従業員
3人目 無し

**令和5年
3月24日が
申請期限**

3人目の利用がないため、申請期限は支給申請の受付期間最終日令和5年3月24日になります。

⇒ <申請期限> **令和5年3月24日**までに1人目と2人目をまとめて申請してください。（1店舗につき申請は1回限りのため）
※ 1人目のみの場合も同様に申請期限は令和5年3月24日になります。

助成対象従業員が3人の場合の申請期限①

例 2

<事前エントリー受付期間> 令和4年2月1日（火）～令和4年12月31日（土）

<支給申請の受付期間> 令和4年3月1日（火）～令和5年3月24日（金）

令和4年2月1日

令和4年12月15日

令和5年3月24日

助成対象従業員
1人目

★ 事前エントリー
2月5日

★ 人材派遣契約
2月10日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
3月31日

助成対象従業員
2人目

★ 人材派遣契約
6月10日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
7月30日

助成対象従業員
3人目

★ 人材派遣契約
9月10日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
11月15日

1か月後

令和4年
12月15日が
申請期限

3人目まで利用しており、3人目の支払完了日が令和4年11月15日であるため、
申請期限は「3名分の助成対象となる派遣料金の支払完了日から1か月後の日」の令和4年12月15日になります。（※）

⇒<申請期限> 令和4年12月15日までに1人目から3人目までをまとめて申請してください。
（1店舗につき申請は1回限りのため）

※申請期限が令和5年3月24日より早いことにご注意ください。

※「1か月」の期間の計算方法は以下の通りです。
・支払完了日は算入せず翌日が起算日となり、翌月の起算日に応答する日の前日に満了します。
ただし、翌月に応答する日がない時は、その月の末日に満了します。
右記に例を載せています。参考にしてください。

<例>
①支払完了日が11月15日の場合
・起算日⇒11月16日
・起算日に応答する日⇒12月16日
・申請期限⇒12月15日

<例>
②支払完了日が1月30日の場合
・起算日⇒1月31日
・起算日に応答する日⇒なし
・申請期限⇒2月28日

助成対象従業員が3人の場合の申請期限②

例 3

<事前エントリー受付期間> 令和4年2月1日（火）～令和4年12月31日（土）

<支給申請の受付期間> 令和4年3月1日（火）～令和5年3月24日（金）

令和4年2月1日

令和5年3月24日

助成対象従業員
1人目

★ 事前エントリー
2月5日

★ 人材派遣契約
2月10日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
3月31日

助成対象従業員
2人目

★ 人材派遣契約
6月10日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
7月30日

助成対象従業員
3人目

★ 人材派遣契約
令和4年12月20日

人材派遣
を利用

★
支払完了日
令和5年3月15日

**令和5年
3月24日が
申請期限**

3人目まで利用しており、3人目の支払完了日が令和5年3月15日であるため、
申請期限は「支給申請の受付期間最終日」の令和5年3月24日になります。

⇒ <申請期限> 令和5年3月24日までに1人目から3人目までをまとめて申請してください。
(1店舗につき申請は1回限りのため)

※申請期限が支払完了日の1か月後の日より早いことにご注意ください。